

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様
各指定障害児相談支援事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部
障害計画課地域療育担当課長
障害福祉課長

地域療育センターの障害児通所支援を利用している方の給付決定期間について（通知）

日頃から、本市の障害保健福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、市内4か所の地域療育センターにおける障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援）を利用している方の給付決定期間の終期について、当該年度の「3月末」としておりましたが、令和8年から、下記のとおり変更いたします。

各事業所におかれましては、令和8年1月1日以降付けで発行される通所受給者証の給付決定期間を御確認いただくとともに、終期までに遅滞なく期間更新手続きが行われるよう、利用者に対し適切な援助を行ってください。

また、障害児相談支援事業所におかれましては、障害児支援利用計画（案含む）を作成する際に、モニタリング実施月や達成・評価時期の設定に十分御留意くださいますようお願いいたします。

御不明な点等ありましたら、利用児童が居住する区の地域みまもり支援センター高齡・障害課障害者支援係までお問合せください。

1 対象児童

市内地域療育センターの障害児通所支援を利用する児童

（ただし、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用する年長児を除く）

2 変更内容

対象	給付決定期間の終期	
	変更前	変更後
地域療育センターを利用	当該年度の3月末	<u>利用児童の誕生月末</u>
地域療育センター以外の事業所のみ利用	利用児童の誕生月末	

※児童発達支援（医療型含む）を利用している年長児は、これまで通り「**当該年度の3月末**」となります。

3 変更開始

令和8年1月1日付けの新規・期間更新給付決定分から

4 その他

今回の変更に伴い、令和8年1月1日付け以降の新規・期間更新給付決定後、おおむね3か月以内に次の期間更新手続きが必要となる方については、保護者の手続き負担軽減のため、次回期間更新申請を併せて受け付けます。

障害児相談支援を利用されている場合は、障害児支援利用計画案が両申請分必要となりますので、御対応くださいますようお願いいたします。

- ① 令和8年1月1日以降、新規で地域療育センターを利用かつ誕生日が1～3月の方
(例：2月生まれの方が、1月7日からセンターを利用する場合、1月7日付けと3月1日付け申請を併せて受付)
- ② 地域療育センターを利用しており、令和8年3月末で期間更新かつ誕生日が4～6月の方
(例：5月生まれの方が、現在療育センター利用中で、次年度も継続利用する場合、4月1日付けと6月1日付け申請を併せて受付)

障害保健福祉部障害計画課（地域療育担当） 林・戸兵担当

電話 044-200-0079

FAX 044-200-3932

障害福祉課（給付担当）田村・湯浅担当

電話 044-200-0873

FAX 同上